

ID: 40

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	図書利用カードの交付		
例規名 根拠条項	大河原町駅前図書館管理規則 第9条第2項		
例規番号	平成12年教育委員会規則第7号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。</p> <p>(貸出し等の対象者及び手続き)</p> <p>第9条 資料等の貸出し等を受けることのできる者は、本町に居住又は通勤、通学している者とする。ただし、館長が必要と認めた者については、この限りではない。</p> <p>2 資料等の貸出し等を受けようとする者は、あらかじめ、図書利用者登録申込書(様式第1号)を提出して、図書利用カード(様式第2号)の交付を受け、これにより申し込まなければならない。</p> <p>3 図書利用カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は、不正に使用してはならない。</p> <p>4 図書利用カードの交付を受けてから3年間、貸出し等による利用がない場合は登録が抹消される。</p> <p>5 館内で視聴覚資料及び機器を利用する者は、所定の場所で利用しなければならない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日